

# Nスポーツコミッショナ よろ健康づくり委員会規程

## (総則)

第1条 この規程は、一般財団法人 N スポーツコミッショナ よろ（以下「本コミッショナ」という。）の健康づくり委員会に関することを定める。

## (所管事項)

第2条 この委員会は、以下の事項を所管する。

- (1) 市民の身体的・精神的・社会的な健康増進と生涯スポーツ・運動習慣に関するこ。
- (2) インクルーシブなスポーツ・運動推進に関するこ。
- (3) 健康増進に資する多様なプログラムの企画・実施と市民の QOL 向上への貢献に関するこ。各種会議（特にスポーツ団体会議、指導者会、地域づくり会議、代表者会議）からの意見を基に、地域の実情に合わせた健康プログラムを具体的に企画・実行する。
- (4) 運動習慣の定着に向けた継続的な支援策や、健康寿命延伸に繋がる啓発活動を計画し、実施する。また、大学や医療・福祉機関との連携を推進し、より専門的な視点を取り入れた健康支援を行う。

## (構成)

第3条 委員会の委員は、6名から7名で構成される。

2 委員は、スポーツ団体会議、指導者会議、地域づくり会議から選出される。

## (役員)

第4条 この委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

2 前項第1号及び第2号の役員は委員会の互選により選出される。

## (役員の職務)

第5条 委員長は委員会を代表し会務を掌理する。また、理事会に派遣され。理事としてその職務を担う。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

## (任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行なう。

(委員会)

第7条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところとなる。

3 委員会を開催した時は、議事録を作成し、速やかに事務局にて保存する。

(規程の変更)

第8条 この規程は、理事会の議決により変更できる。

(委任)

第9条 この規程に定めるものほか必要な事項は会長が定める。